

令和2年度NPO活動推進補助金 活動報告書

事業名	外国人と外国人に係る企業・団体・個人向け相談・サポート事業
団体名	特定非営利活動法人グローバルライフサポートセンター
法人設立年月	平成18年11月
団体の目的	地域住民に対して、国籍、性別に関わりなく個性と能力を発揮することができる社会を目指し、相談会及び教育支援等を中心にした事業を行い、国際協力、まちづくりの推進、男女共同参画社会の形成の促進を図る活動の健全化及び健やかに暮らせる地域づくりの増進に寄与することを目的とする
主な活動	<p>在留外国人が孤立することなく安心できる地域づくりを目指して活動している。電話窓口の開設・各種相談会や地域密着型の交流会の開催を通じて、在住外国人はもちろん、企業・官公庁・医療機関・教育機関・一般の方々からも複雑かつ多岐に渡る相談に対応する。</p> <p>近年は、セミナーだけでなく、医療通訳の養成や、外国人技能実習制度の講習（厚生労働省登録）なども行っている。</p>
補助事業の概要	<p>（事業を実施した背景、事業内容、成果、次年度以降の展望）</p> <p><b>1. 事業を実施した背景</b></p> <p>相談者の不安や疑問は多岐に渡り、誰（どこ）に相談すべきか、相談者からはわかりにくい。そのため実際に相談をたらいまわしにされて、弊社へ行きつくケースが増えてきている。</p> <p>また現在は無償で行っているが、既存業務と併行して対応するスタッフの負担も増える中、今後、経済活動の再開に伴い、相談数増加が予想されるため、人員数も補強し、弊社の相談・サポート事業として打ち出したい。</p> <p>それに伴い、受益者の課題早期解決と同時に、既存の相談窓口の対応の軽減と効率化にも繋がる。</p> <p><b>2. 事業内容</b></p> <p>外国人と外国人に係る企業・団体・個人向けに相談業務・サポート業務を行う。</p> <p><b>3. 成果（相談内容等）</b></p> <p>1. 外国人の雇止めに関する相談は、ライフサポート（博多区店屋町：連合福岡労働相談）と連携し対応。またそれ以外の生活相談は当センターの通訳を通じて対応。 2. 在留資格・医療ビザなどは、当センターの専門家（行政書士・社会保険労務士）が通訳を通じて対応。 3. メンタルヘルスの相談は当センターの提携するメンタルヘルス分野の専門家が通訳を通じて対応。 4. 法律相</p>

談（コロナによる解雇の手続きなど）は弁護士事務所を紹介。5. 医療の相談  
医療機関の紹介など。

特定非営利活動法人 グローバルライフサポートセンター

Global Life Support Center  
特定非営利活動法人  
グローバル ライフ サポート センター

【相談無料】お気軽にお問い合わせください  
TEL 092-283-8880  
受付時間/9:00~17:00

トップページ HOME    ご案内 GUIDANCE    活動紹介・実績 ACTIVITY    申請等取次研修会 WORKSHOP    講習スケジュール SCHEDULE    技能実習制反響成講習 TRAINING    サポーター・賛助会員 SUPPORTER    アクセス ACCESS

**無料相談**

福岡市NPO活動推進事業補助金  
外国人と外国人に係る企業・団体・個人向け相談・サポートセンター事業  
※翻訳・通訳、手続き、付き添いが必要な場合は、別途実費が必要になる場合があります。

お問い合わせは  
Tel 092-283-8880  
Mail support@npo-global.jp

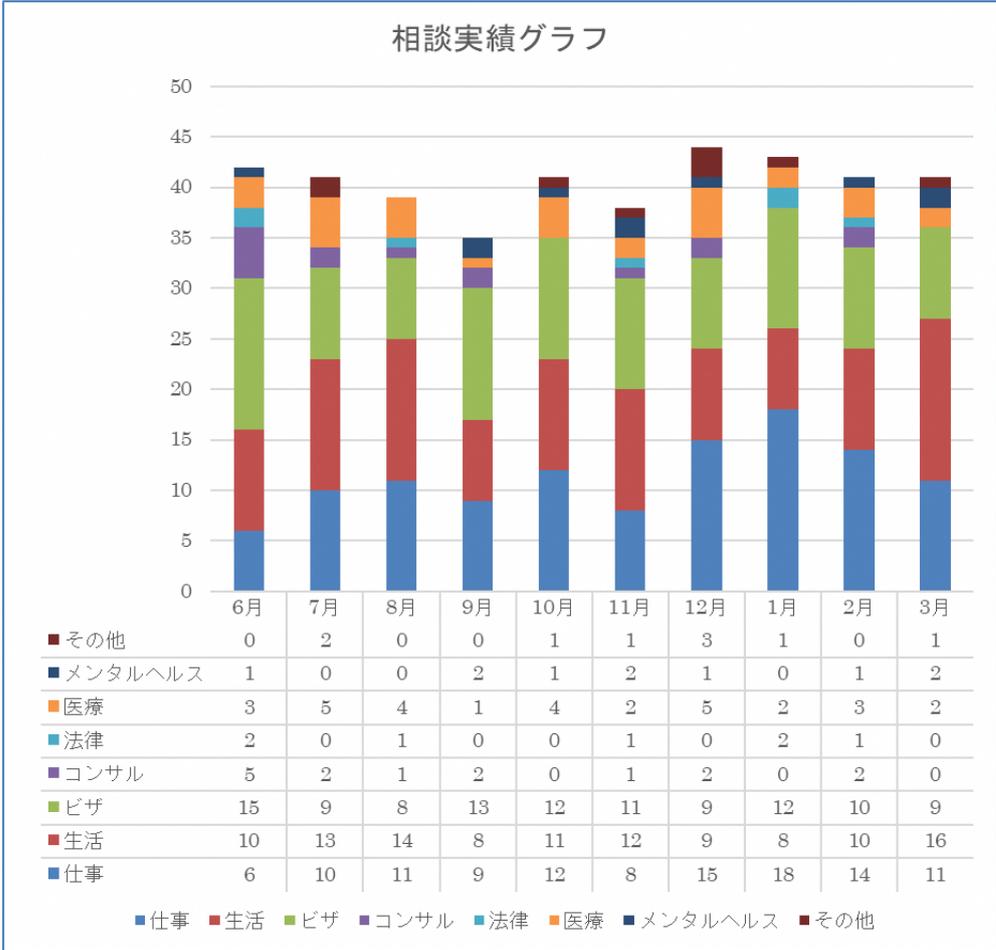
仕事    手続き    生活    医療    メンタルヘルス

**福岡で開催決定！** **申請等取次研修会**

詳しくはこちら▶

お問い合わせはこちらの  
お気軽にご相談・お問い合わせ下さい。

入国管理局への申請手続  
外国人雇用に関する相談



4. 次年度以降の展望

	<p>新型コロナウイルスの影響が長期化しており、これまでに想像できないような外国人及び関係する企業等の相談が今後も見込まれる。特に福岡市は急激に外国人が増加しているため、就労が出来ない外国人の生活困窮者の生活支援である。日本人の雇用も難しい中、法律上の制限がある外国人には支援の限界があり、より一層、関係機関との連携が必要とされ、既存の担当部署以外との臨機応変な連携を図ることに努める。</p>
--	---

補足(1) 上記項目を満たしていれば、本様式以外を使用しても構いません。別紙記載例を参照してください。パワーポイント等で作成される場合は、10 ページ以内とします。

(2) 活動写真を2、3枚程度添付してください。

(3) この報告書は、市ホームページに掲載するとともに、寄付者に送付している活動報告書を作成する際に活用させていただきます。